

自然保育活動フィールド等整備事業の実施に当たっての留意点等

本事業は、「長野県森林づくり県民税」を活用して、信州やまほいく認定園の活動フィールド等の整備を行うことで、森林を活用した自然保育の安全性の確保、保育環境の向上を図るものであります。

事業の実施には適正な執行が求められますので、十分ご注意ください。

1 実施主体

本事業を実施できるのは、信州型自然保育（信州やまほいく）認定制度の認定を受けた園（認定園）の設置主体である市町村、法人、民間団体等です。

書類の提出者は、園（園長）ではなく、団体等（団体等の長）としてください。

2 補助対象事業

○ 補助の対象となる事業は以下の2種類に区分しており、それぞれ補助率、上限額が異なります。また、本事業は森林づくり県民税を活用しているため、森林の利活用を図ることを前提とします。

(1) 活動フィールドの整備（補助率9/10、上限額100万円）

自然保育の活動フィールド自体を整備するものです。

[対象となる事業（例）]

- ・森林整備（林間整備、下刈り、枝打ち、除伐、間伐、つる切り、危険木除去、倒木・折損木処理）
- ・土留め、チップ敷き、歩道整備、土壤改良等（森林整備の事業費を超えない範囲で、森林整備と一体となって行う場合に限り、補助率9/10を適用します。
この条件に当てはまらない場合には、(2)の補助率1/2の適用となります。）

[対象とならない事業（例）]

- ・森林を開墾して、運動場や園庭として整備すること
……森林として利活用しているとはいえません。
- ・園庭の樹木の伐採・剪定、芝生化、ビオトープ化等
……園庭は森林とはいえません。
- ・活動フィールドの整備のために認定園等が使用する備品類（チェーンソー、ビーバー等）の購入等

(2) 活動フィールドにおける付帯施設の整備（補助率1/2、上限額50万円）

自然保育活動を行うときに子どもが直接使用する施設、又は安全性確保に資する施設を整備するものです。

[対象となる事業（例）]

トイレ、東屋、水場、転落防止柵等

[対象とならない事業（例）]

- ・遊具の設置（東屋の機能を持っているものでも、ツリーハウスなど、遊具としての要素が高いものは対象とはなりません。）
- ・自然保育活動に使用する道具を収納するための物置の設置
- ・付帯施設の整備のために認定園等が使用する備品類の購入 等

- 整備を行う活動フィールドの土地の地目に制限はありません。ただし、木竹が集団して生育しており、外形的に森林と判断できる土地でなくてはなりません。

3 補助金額

補助金額の上限は、活動フィールド整備事業の場合は 100 万円、付帯施設整備事業の場合は 50 万円です。

補助金の総額が 10 万円未満となる事業は、補助の対象になりません。

ただし、計画（申請）段階では補助金額が 10 万円を上回っていたものの、補助金の交付決定後、入札、見積、請求による契約額が確定したときに補助金額が 10 万円を下回ることとなったときには、速やかに、県に相談してください。

4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、事業の実施に必要な以下の経費です。

- ・事業の実施を業者（個人）に依頼したときの役務費、委託料、工事請負費、修繕料、処分費等
- ・事業を実施主体が自ら行うときの材料の購入費（消耗品費、原材料費）、道具類の借上料等

[対象とならない経費（例）]

- ・活動フィールド用地の取得・賃借に要する費用
- ・整備に必要な道具類の購入費
- ・実施主体の職員や保護者が自ら作業を行うときの労務費 等

5 事業の実施

- 実施を業者（個人）に依頼する場合の業者は、補助金交付要綱では、原則として競争入札で決定することとしています。

市町村等で会計処理規定がある場合はそれによってください。会計処理規定のない団体の場合は、県の規定（下表）に準じ、10 万円以上の事業の場合は 2 者以上から、同条件による見積書を徴取の上、業者を決定してください。

[県の財務規則]

事業費見込額	見積書の徴取
2 万円未満	見積不要
2 万円以上 10 万円未満	1 者見積
10 万円以上	複数見積

随意契約（任意に特定の者を選んで契約する方式）とする場合は、その理由を明確にして、事業計画書（様式第 1 号別紙）の備考欄に記載してください。

- 実施箇所について、着手前と完了後に写真で記録し、実績報告書に添付してください（必須）。※写真是、同じ場所を同じ角度から撮影し、整備前後の状況が明確にわかるようにしてください。

- 事業は、補助金交付決定となった年度の 2 月末までに完了させてください。
○ 活動フィールドの整備により間伐や伐採した木材を売却するなどして、収入が発生した場合には、補助対象経費からその収入を控除して、補助金額を算出します。

6 事業実施箇所の表示

本事業により整備した箇所については、見やすい場所に事業実施年度及び「長野県森林づくり県民税」を活用していることを必ず表示してください。

なお、表示に当たっては、第3期森林づくり県民税のロゴマーク及びキャラクター(別紙)を適宜ご活用ください。データが必要な場合には、県にご連絡ください。

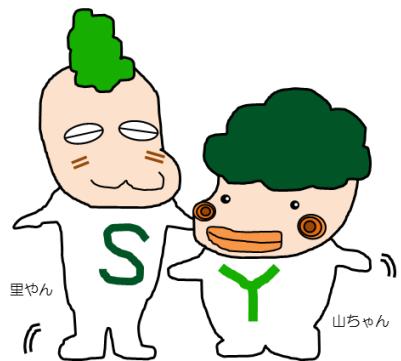
区分	表示方法等
活動フィールド整備	立て看板等に表示
活動フィールドにおける付帯施設整備	施設の見える場所に表示

7 帳簿や証拠書類の保存

本事業に係る帳簿や証拠書類は、事業実施年度以降においても、必要に応じて確認をさせていただく場合があります。証拠書類については、事業実施年度の翌年度から5年間整理保存しておいてください。

※事業の実施に当たっては、別紙「自然保育活動フィールド等整備事業 事務手続きの流れ」をご覧ください。

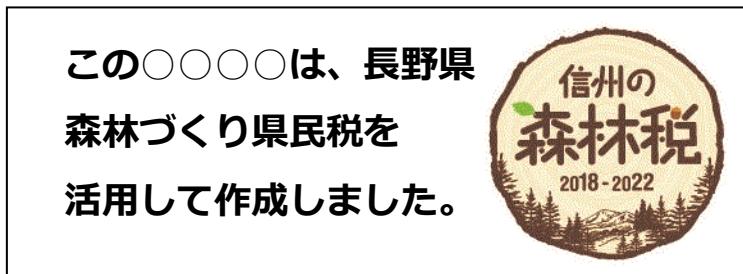
第3期森林づくり県民税ロゴマーク



森林づくり県民税キャラクター
“里やん”と“山ちゃん”

○森林づくり県民税活用事業の成果物等への表示例

【例 1】



【例 2】



【例 3】

